

平成 29 年度 第 2 回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 30 年 1 月 29 日 ( 月 ) 午後 2 時 ~ 4 時  
会 場 練馬区役所本庁舎 20 階 交流会場  
出 席 者 委員 27 名 (うち代理出席 4 名) 欠席委員 7 名  
幹事 1 名 書記 1 名 事務局 4 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 青少年課長

2 教育長挨拶

本日は大変寒い中、またご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。  
今年度第 2 回目の青少年問題協議会を開催させていただくことになりました。

日ごろから皆様には、青少年の健全育成にさまざまなお立場でご尽力いただいておりますことを、改めまして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今日の会議ですけれども、昨年 8 月 22 日に第 1 回目の協議会を行った際に、平成 30 年度の練馬区青少年育成方針 (案) の策定について、青少年対策連絡会に諮問をかけさせていただき、本日、青少年対策連絡会の正副会長においでいただいております。答申をいただけると伺っております。

この間の出来事を振り返ってみますと、1 月の「としまえん」での成人式では、皆様方にも多数のご臨席をいただきまして、おかげさまで、無事に成人式を挙行することができました。

一部の自治体では、晴れ着の問題がありましたが、練馬区ではそういう問題も聞こえてきませんし、また、いろいろな問題を起こす成人たちも、今回は、ゼロではありませんが、ほとんどいなかったと聞いております。

これも、日ごろから皆様方が子どもたちに対して、温かい見守りと支えをいただいている、その賜物ではないかと思っている次第であります。

それから、昨年もしろいろとご心配をいただきました「夕べの音楽」ですが、すでに皆様方は新しいバージョンでお聞きいただいていると思います。当初は、いろいろと音の調節の関係で「少し大きいのではないか」というお話もいただきましたけれども、最近では定着してきたのかなと思っております。

いろいろとご意見をいただきましたことを、重ねて感謝を申し上げます。

今回、任期 2 年ということで最後の会議になるわけでありましてけれども、今日は、先ほど申しましたように、育成活動方針案の答申をいただき、ご検討いただく等々、議題が用意されておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴して、これからも皆様方にはさま

ざまな場面で、青少年の健全育成に向けて、お力をお貸しくださいますことを心からお願いを申し上げます。簡単ですけれども、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

### 3 答申

青少年対策連絡会会長から教育長（青少年問題協議会会長代理）へ答申

### 4 議題

（事務局）

議題に移ります。

前回に引き続き、副会長に進行をお願いいいたします。

それでは、議長よろしくお願いいいたします。

（議長）

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

議題（1）平成30年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定についてでございます。

先ほど、青少年対策連絡会会長より答申をいただきましたが、改めて、青少年対策連絡会での検討結果の報告をお願いいいたします。

（青対連会長）

平成29年8月22日付の文書で、練馬区青少年問題協議会会長より、平成30年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について、諮問を受けました。

青少年対策連絡会では会議を4回開催し、答申を取りまとめ、先ほど練馬区青少年問題協議会会長宛てに答申文をお渡ししたところでございます。

ここで、青少年育成活動方針（案）について申し上げます。

青少年育成活動方針（案）は、昨年作成いたしました平成29年度版で内容を精査し、青少年対策連絡会において改訂の検討を行いました。

改訂内容につきましては、青少年対策連絡会副会長から説明をいたします。

（青対連副会長）

平成30年度練馬区青少年育成活動方針（案）についてご説明いたします。

ページ順に説明いたします。お手元の平成30年度練馬区青少年育成活動方針（案）をご覧ください。

まず、表紙についてです。昨年度は、育成活動方針の内容やレイアウトを大きく変更いたしました。そこで、平成30年度版は、内容の精査は最小限にとどめ、これまで育成活動方針を読んだことがない方にもページをめくっていただくことを目標とし、主に、表紙について検討をいたしました。

大きな変更は、3点ございます。

まず、ページ上部中央にあった、「練馬区青少年育成活動方針」の記載を左上に移し、ロゴマークのようなデザインにいたしました。表紙上部中央にこの記載があると、難しい印象を与えてしまうのではないだろうかとのご意見がありましたので、強調しながらも親しみやすい印象にする狙いがございます。

二つ目に、目立つように、表紙上部に「おうちでいっしょに読んでみましょう！」とページを開いていただくように促す言葉を載せました。昨年度の育成活動方針にも、表紙下半分に「家族で一緒に読みましょう！」の記載がございましたが、表現をより親しみやすく目立つようにすることで、これまで関心を持っていただけなかった方にも目にとめていただくことを目的にしております。

三つ目に、育成活動方針の活用方法を盛り込みました。表紙の下半分をご覧ください。育成活動方針は、何を目的として発行されたものなのか、どのように活用してよいかわかりにくいのではないかというご意見をいただいたことから、表紙を見ただけで育成活動方針の大枠がおわかりいただけるようにいたしました。また、子どもや保護者の心情に訴えかけるような表記にすることで、内容に関心を持っていただけるようにいたしました。

そのほか、表紙の絵は、例年どおり、平成30年健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、佳作に選ばれた12点の中から選定いたしました。

次に、1、2ページについてです。昨年度は紙面全体のレイアウトを大きく変更いたしましたので、平成29年度版を基本に一部変更や文言の修正にとどめさせていただいております。

主な変更は、2ページの上部をご覧ください。「子どもたちの輝く未来のために、家庭で、学校で、地域で、私たちができること」と新たに載せてございます。この記載は、昨年度まで表紙にございましたが、より多くの方に育成活動方針を読んでいただけるように表紙の情報を精査したため、2ページに移させていただきました。

そのほか、子どもたちの生活環境の多様性に配慮し、「家族」という言葉を「おうち」や、「おうちの人」という言葉に変更させていただいております。

次に、3ページから5ページについても、昨年度のものを基本に、一部文言の修正や情報の更新にとどめております。

以上が育成活動方針（案）各ページの変更点になります。

今回の青少年育成活動方針では、表紙を大幅に変更し、これまで育成活動方針を読んだことがない方にも関心を持っていただくことを狙いとして作成させていただきました。

以上、青少年対策連絡会における検討結果を報告いたしました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。

ただいま、青少年対策連絡会の会長、副会長からご報告いただきました。

また、事務局から、平成 30 年度練馬区青少年育成活動方針（案）が、委員の皆様方に事前に送付されていることと思います。

それでは、ここで、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。活動方針（案）へのご意見、ご質問がある方は、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

（委員）

今のお話を伺いまして、大変うれしく思っております。

平成 29 年度版の前回のものに比べまして、かなり読み手に親近感を抱かせるように、大変皆様方ご苦労なさったのではないかと感じております。そういう点で、より一層これを活用されるのではないかと感じてございます。

賛成でございます。以上です。

（議長）

ありがとうございました。

いろいろと読みやすく、また、活動方針について改善していただいたということで、ご発言をいただきました。

他にはございますか。

（委員）

今の委員の方と同じように、大変親しみやすくなってよかったというふうに思いました。

2 ページのところですが、2 か所が気になりました。上から 4 段目のところ、去年は「家庭」という言葉であったところが、全て今回は「おうちで」とか、「おうちの人と」に変わったことによって、気になった箇所が 4 段目です。

それまで、上三段は、全て「おうちで」、「おうちの人と」ということで、4 段目のところについては、「学校的话题をおうちで話し合っている」ということで「おうち」が後にいっているのですが、同じように「おうちで学校的话题を話し合っている」ということで、「おうち」を前に出した方がいいのではないかとすることが 1 点と、その次の段のところ、これは、昨年度も「おとな」のところチェックが入っていて「子ども」のところにはなかったのですが、「おうちの人と」ということで、とてもわかりやすく、子どもたちに親近感があるので、むしろ、「子ども」のところもチェックの場所をつくって、そして文を「おうちの人も子どもの友達を知っている」、あるいは「子ども」を省略するならば、「おうちの人も友達を知っている」ということにすると、子どもたちも、おうちの人にもお友達の話を積極的にするというふうになっていくのではないかとこの考えをもちまして、5 段目のところをそのようにしてみたらどうなのかという考えです。

以上、2 点です。

(議長)

委員から、2点ほどご質問がありました。

1ページから2ページのチェックしてみようの欄について、「心のかよう明るい家庭づくり」のところの一番上、「おうちでチェックしてみよう」というところで、1、2、3行は「おうち」が冒頭につくので、4番目のところも「学校的话题を」と「おうちで」を入れかえたらどうかというご意見がありました。

また、もう一つは、その下の「子どもの友達を知っている」のところも、「子ども」のところにチェック項目を設け、「おうちの人も子どもの友達を知っている」としたらどうかというご意見でした。ただいまのご意見について、同じ意見でも結構ですし、訂正しないでこのままでもよろしいでしょうということであれば、また、そのご意見も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

青少年対策連絡会でいろいろとお考えいただいたのが、こちらに上がっているので、私としては、なるべく考えられた方の話を尊重したいと思っております。

ですから、このままでよろしいかと思いました。

大分変わるのでしたら、変えるかどうかの議論もいいのですけれども、あまり変わらないのでしたら、そういう形を尊重していくという方がよろしいかと思ます。

(議長)

ありがとうございました。

特に大きな変化がなければ、このままでよろしいのではというご意見がございました。

他にいかがでしょうか。

(委員)

私も、そのままがいいと思います。

例えば、「おうち」と3回くらい続いて、4番目が学校ということになって、蓋然性があるって、かえって頭に入るという物の見方もありますから、私はこのまま尊重した方がいいような気がします。

(議長)

ありがとうございました。

このままでよろしいという、賛同の意見が出ました。

他にございますか。

(委員)

ここのところの文章は、低学年の人にも読まれるかもしれません。

それで、ここで頭の方でいう、この辺で「おうちで」というのがタイトルにもついておきますので、このところは全て、最初のところに「おうちのひとと挨拶をして」、あるいは「おうちの中でも挨拶をして」、そのような具体的な内容を入れた方が良くと思います。あと、2行目、3行目は「おうちの人と」、「おうちの人と」ときています。学校の話のところも「おうちの人と学校の話話を話し合っている」、それから次の「おうちの人も子どもの友達を知っている」、あるいは「自分たちの友達を知っている」という、この文章がそうですね。次の段も「おうちの一員として、家事を分担している」、あるいは「おうちの一員として家事を担当している」という感じで、文章はこのままでもよろしいかと思えます。

それから、帰宅時間の方も「おうちの人と帰宅時間を決めている」、あるいは、その下のテレビやゲームを誰と約束しているのか、誰と決めているのか、自分だけで自主的に決めているのかわかりませんので、「おうちの人とテレビやゲームの時間を決めている」。

ここはもう全て頭に「おうちで」というのをつけて、くどいようですけれども、そのような形にもし直せるのでしたら、そうしたらいかがでしょうか。

(議長)

全て、「おうち」を入れた方がいいのではないかというご意見でした。  
事務局で何かございますか。

(事務局)

平成29年度版を開いていただいて、比較していただければと思います。

「家族」という言葉ではなくて、「おうちで」ということで統一して「おうち」と「おうちの人」、人とか場所をどう指すかということで、実は事務局の中でも悩んだ経緯がございます。

それで、「家族」とか「家庭」という言葉を、「おうち」とか「おうちの人」と置き変えたというのか、書き直した経緯がありますので、いろいろなご意見は、まさにどれも正しいというような正解はないと思います。捉え方だと思います。

今回は一つの考えとして、29年度版の家族や家庭というのを「おうち」「おうちの人」ということで変えさえていただいたという視点で、見ていただければと思ってございます。

その意味で、また改めて、今日のご意見も踏まえて次回の課題とさせていただければというふうに思っております。

(議長)

ありがとうございました。

今、事務局からご説明がありましたように、単に、平成29年度の「家族で」というところを「おうちで」というふうに変えたということです。

その点を含めまして、貴重なご意見をいただきましたけれども、次年度に改訂をさせていただくということで、これに異議はございませんか。

異議なし

ありがとうございました。

それでは、この件につきましては、このままということをお願いしたいと思います。

表紙について、特に大きく変わったという点を先ほどご説明いただきましたけれども、何かございますか。

(委員)

私も、表紙がより子ども向けの表記に変わっていて、ここはとても良いなと感じました。

平仮名も多くなっていますし、これを「おうちの人」、まさに家族、親に渡して議論してみようということになるのではないかと思います。

1点ご質問なのですが、29年度版の表紙の下の方で「目標」という表記だった部分が、今回は別な五つの文言に変わっています。こちらの文言は、どこから出てきたものなのでしょうか。

念のため確認させていただければと思います。

(事務局)

青対連の副会長から説明がありましたけれども、この青少協でも、誰のために、どういう目的で使うのかわからないということがありまして、今までの「目標」ではなくて、「どういうふうに使ってほしい」ということを表に出したということでございます。

そして、この5項目については、青対連の中でのご意見を、事務局の中で検討させていただいて、再度、青対連の中で議論していただいて、これでよしということで5項目になったということでございます。

そういう意味では、青対連の中での議論でこういった形になったということでございます。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。理解しました。

もう1点だけ、3番目の「薬物」という言葉には若干ドキッとしました。活動方針の内容で「薬物」について触れている部分はそれほど多くなかったはずですので、少し気になりました。ただ、それほど大きな問題ではないと思いますので、このままでも構わないと思います。

(議長)

ありがとうございました。

薬物のことは、委員からご質問いただきましたが、小さいお子さんたちにも非常に影響

力があるということで、国でも薬物については特に注意を払っているのが現状でございます。ほかに、全体を通しまして、その他、お気づきの点がございましたら、ご意見をお伺いします。

(委員)

私の意見が正しいかどうか、悩んでいるのですけれども、この3点を変えたということは、これはこれで良いと思うのですけれども、表紙上の「おうちでいっしょに読んでみましょう!」ということは、わかりやすく大変いいと思いますが、「読んでみましょう」だけでいいのか。「読んで実行してみましょう」ということをつけ加えたらどうかなど。

私も判断が決まっているわけではないけれども、「読んでみましょう」では少しインパクトが弱いかなというような感じもするのですが、いかがでしょうか。

(議長)

委員から、「読む」だけではなくて「実行してみましょう」という文言を入れてはどうかということでした。

変えた理由は、先ほど青対連の会長からご説明がありましたが、まず中身を読んでいただく方法として、表紙に持ってきたということです。

(事務局)

先ほどのご指摘にもありますけれども、まず今回の青少年問題協議会においては、配っただけではなくて、ページを開いてもらって中身を少しでも読んでもらいたいという願いがございます。

29年度をご覧いただくように、少しいかめしいような感じがあったので、それをまず払拭していただくということで、「おうちで一緒に読んでみましょう!」という形をとらせていただきました。

それから「ページをめくってみましょう!」という後半のところについては、どこの家庭でも必ず、この五つのうち何かお悩みの点や、何かやりたいなというようなものがあるのではないかとということで、この五つを代表的なものとして例示をさせていただきました。

表紙にあった目標は、1ページのところに全部そのまま踏襲させていただいております。

そういうこともあるものですから、何とか、まず1ページ開いていただいて、そして、もし、仲間に入りたいとか、何かお悩みのことがあるようであれば、中のページを見ていただければ、該当箇所が必ずありますというような導入を考えています。

開いていただいた上で、「さあ、やろうかな。相談しようかな。それとも活動しようかな。」という動機づけになればという願いを込めまして、今回の改訂をしたところでございます。我々の思いとしてはそういう趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ご説明いただき、ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

それでは、特にご意見がないようですので、皆様方からこの活動方針(案)につきましてご審議をいただきました。

皆様方のご審議いただいた結果を踏まえて、青少年問題協議会として、平成30年度練馬区青少年育成活動方針(案)ということで、区長に具申したいと思います。

皆様よろしいでしょうか。よろしければ拍手でご承認ください。

#### 拍手で承認

ありがとうございました。承認をとれましたので具申させていただきたいと思います。

続きまして、資料2、練馬区青少年活動方針の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2により説明

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がございました練馬区青少年育成活動方針の基本的な考え方について、ご質問等があればお伺いしたいと思います。

(委員)

お聞きしたいのですが、4ページ、(2)の学校との連携強化という中で、区としてもいろいろとご努力願っていると思うのですが、学校支援コーディネーターという表示がありますけれども、このコーディネーターの担い手が誰なのか、役割は何なのか、それから人数がどうなのか、よくわからないので、ほかの部門でもコーディネーターとよく使われるのですが、それは役所の職員であったり、将来的には区民を育ててやっていくという話があるのですけれども、なぜこういうことを言うかということ、今日は教育長がお見えになっていますのでお聞きしたいのですが、学校評議員というのがあって、評議員に選ばれる方は、当然、学校のいろいろな事業に参加している。

地域とのつながりも強いというのが当たり前といえば当たり前なんですけど、いろいろなこと、例えば児童虐待とか貧困問題ですか、私は興味があって学んでいるのですが、その校長先生は、「意見は意見としてということで、いろいろな行事に、何しろ参加してくれ」と。そこから入って行って、周りが「やってもらおうか」という、練馬区はそういうシステムであるということを校長先生はおっしゃっていたのです。

話を聞いてくれたので感謝していますがけれども、隣接する杉並区はそういう考え方を持っている人も入れる。だから、周りがあの人があふさわしいと、しょっちゅう顔を合わせているし、いろいろな発言もしているし、子どものことも思っている。そういう人ももちろん必要ですがけれども、いろいろな問題意識を持ってやっている区民の方もいると思うのです。

ぜひやってみたいと言っても、「では、日ごろどういう関係ですか」、「いや、私は別に学校とは関係ありません」、「では関係を持ってください」という話であれば、これは国の審議会とか、いろいろとありますけれども、団体推薦以外は受け付けないとか、全くそれに通ずるのではないかと思います。

(幹事)

2点お話がございました。

1点目は、学校支援コーディネーターの選出ということでございます。

こちらは、地域の方を一人指名させていただきまして、その方が学校でゲストティーチャーが欲しいですとか、さまざまな学校行事でお手伝いが欲しいとかいうときに、学校と地域の方をつないでいただくという役割でございまして、学校で1名選出しております。

この方は、どういう方がやられるかといいますと、学校によって違うのですが、元PTAの会長だったり、それこそ、二つ目の学校評議員の話にもありますけれども、学校評議員も元PTAの会長や町会の方、それからお話にありました児童虐待等に深くかかわっていただいています民生主任児童委員、そういう方々が入っていただいているのがほとんどでございます。

さらに2点目の話で、学校評議員の選び方ということでございます。

教育にすごく関心がありになっていただいて、例えば小学校に深くかかわっていきたい、学校評議員をやりたいのだというお申し出は非常にありがたいことだと思います。

選ぶ権限は校長先生にございます。学校によって、地域の実情が違いますので、初めの方は、人数や年数を区切っていましたが、ここ数年、学校の裁量は随分自由になりました。ですので、ほとんど校長先生がお決めになるということでございます。

校長先生の思いとして、まずは学校の中身をよく知っていただきたい。あるいは、地域でいろいろと学校を手伝っていただいている方とともに、学校を考えていただきたいというような思いもございます。その中で、校長先生がおっしゃったような、まずは学校に来てほしいというような発言があったのだと思います。

区として、こういう個人でお申し出があった方を断りなさいということは申しておりません。

以上でございます。

(教育長)

今、実態としてそうだとということですがけれども、ここに「学校支援コーディネーター」

とか「学校サポーター」だとか「外部指導員」という言葉がいっぱい出てきて、何だろうかと思われたのも当然の疑問だと思います。

一般論で申し上げますと、学校は、子どもたちの健全な育成をはぐくむ場であるわけですが、学校の教員だけで全てができるということは、当然ないわけでありまして、外部の地域の方々とか、もちろん保護者、PTAも含めた、そういう方々が一緒になって子どもたちを育てていくという考え方がなければ、まず無理ですね。

そういう意味では、学校をいろいろな方々が支援して、サポートしていくということが今の学校のあり方として当然あるべきだと思います。これからも多分そういうふうになっていくでしょう。

国の方は、例えばチーム学校、地域は学校を支えるチームであって、それで皆で学校を支えていこうではないかというような考え方があるわけです。

そういう中で、例えばAという学校があったら、Aという学校の周りには地域があり、そしてまた、子どもたちの上には保護者、家庭があるわけで、そういう学校以外の家庭の保護者ですとか、あるいは地域の方々の中で、たくさん有為な方々がいっぱいいらっしゃるわけございまして、そういう力を何とか学校にお貸しいただきたい。これが発想の原点です。

ただ、学校の方も、それをみんなが知っているわけではないわけですよ。地域にどんな人がいるのか。例えば、地域の方々が「自分はこういう能力があるから、できたらこの授業で使ってくれ」だとか、あるいは「自分にはこういうスポーツの得意なものがあるから部活の指導でやらせてくれ」とか言ってこられる方はまだわかりますが、そうではない方もいっぱいいらっしゃいますので、そういう方々にもぜひ手伝っていただきたいとなると、学校とそういう方との間に入る方がどうしても必要です。

そこでコーディネーターという一つの制度をつくって、その方は結局、地域の方のこともよく知っているし、学校のことよく知っているという方になっていただいて、例えば、学校が今度、平和について子どもたちに教えたいのだけれども、戦争体験をした人とか、空襲にあったことのある人を呼んで話を聞きたいので、そういう人はいないかなといったときに、コーディネーターは「ああ、あそこにありますよ」というふうにおっしゃっていただいて、うまく橋渡しをしていただけるということが、ものすごく学校にとってもいいのではないかとということで、コーディネーターという職を作っています。

「学校サポーター」というのは、文字どおりそれをサポートしてくれる人たちのことを言います。ですから、学校と学校サポーターとの間に入って、いろいろと橋渡しをやってくださるのがコーディネーターという位置づけであります。

確かに今おっしゃっていただきましたように、コーディネーターはどういうふうに決めるのかとか、あるいは評議員もそうだし、学校応援団もそうですよね。いろいろと、こうやって支えてくださる方がいっぱいいらっしゃいます。

そういう方々の中で、校長先生がコーディネーターを選んでいるわけなんですけれども、その辺は現場に一番密接な立場である校長先生が選ぶのが順当ではないかとということで、

現時点ではそうさせていただいています。

変に行政が出張って行って、ああだこうだと言うのは余り好ましくありません。ある程度は学校の自主性にお任せするのが良いのではないかとということで、現時点では、そういうやり方をさせていただいております。ぜひご理解をいただければと思います。

(委員)

どうもありがとうございました。

教育長がおっしゃるとおり、学校単位で校長先生の裁量ですか、入ってやっていかれるという、そういう学校づくりを進めているようですね。あと一步踏み込んだ、要するに、「何も経験していないからわからないだろう」、「わからないやつが来て何をひっかけ回すのか」と、今は強目に言いましたけれども、そういう土壤が多分、評議員を選ぶに当たって、校長先生も心配するというのはわかるのですよ。

わかりますけれども、書類を出させて面接をすればわかるわけですから。その辺をもうちょっと、地域にいっぱいいらっしゃると思うのですよね。

今、教育長が言ったとおり、自分でこれができるからと言える人はなかなかいない。役所も掘り起こしたいということですよ。いろいろと働きかけをしているのでしょけれども、こちらから希望しているのですから、だめならだめで良いわけですよ。それを今の情勢で、校長先生は言いませんけれども、杉並と比べると、結論としては経験していない人間は経験してからしてくださいということなのです。

だから、それだったら社会が回らないので、経験していなくても想像はつくわけですよ。想像がつく人がそこに入ってまずいのか、上に立ったらまずいのかということですよ。

平の経験をしていなければ、社長はできないのだという時代ではないです。していればなおさら良いのですけれども。想像力が働く人間を上を持っていったって問題ない。

ですから、練馬区も、もう一步踏み込んでいただきたい。あくまで希望ですので、ありがとうございました。

(議長)

ただいま大変貴重なご意見をいただきました。区議会での教育問題でも、今日のテーマである青少年問題協議会でも、大変中身の濃い議論をしていただきました。

ほかにこの活動方針の基本的な考え方について、ございますか。

(委員)

体育協会でございます。

外部指導員の件につきまして、現在、区より各学校にスポーツに関する外部指導員要望という用紙が配布されております。体育協会では学校からの要望を受け取り、各競技団体をお願いしております。その際、各競技団体の責任者・指導者が学校へ伺いまして、学校の副校長先生、部活の担当先生ともどもお話をさせていただきます。

学校の要望が、例えばクラブ活動で楽しくスポーツができれば良いというところもありますし、試合に出て行って強くなりたいなど、いろいろとご要望がございます。

それに伴いまして、連盟で内容に合った指導員を派遣いたします。一年ごとにお話し合いをして続けるという形をとっておりますので、その意味ではかなり広まっているのではないかと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

委員から、外部指導員の活用が広まってきているという貴重なお話でした。

ほかに、こちらで手を挙げた方はいらっしゃいませんか。

(委員)

私は、先ほど来のお話を聞いておりまして、学校と地域との関係の件でございますけれども、例えば、4ページの(2)のところでは学校との連携強化の中で地域その他について取り上げている。これに賛成でございます。

まさに今、何人かの委員、あるいは事務局から話がありましたとおり、学校だけがひとり立ちでできるものではないわけで、地域あつての学校ですね。地域の方との力を得ながら協力・連携していかなければだめな時代に入ってきている。

そういった意味で、学校との連携強化というところに特に地域との関係を強化する。それを強調してもらう方がうれしいと私は思っております。

特に今、話題になったチーム学校だとか、あるいはコミュニティーセンター的な学校、あるいはコミュニティースクールとも言いますが、そういったものが今大きな流れになってきていまして、これは何も練馬区だけの話ではない。東京都だけではなくて全国的にそうっております。既にかなり進んできております。

そんな点でこれを取り上げられていて、ここに書かれていることは、大変私は良いことであるので、ぜひ、これを強調していただけたら。このことが実効性のある本当の意味での地域とのコラボレーションができるのではないかと。学校から見れば、そういうふうに思います。

それとまた、今、委員の中でお話がありましたとおり、手を挙げる人間が何とか取り入れてくれないかというお話もありました。

これについては、たしかにそういったボランティアな形でやる声を大事にすることは非常に大事ですが、一方で、学校を預かる、例えば管理職の校長先生たちは責任もあるわけですから、全てが善意のボランティアな形の活動家だけではないかもしれないのです。

ですから、そういった意味では、学校の校長先生が学校としての独自性、主体性を大事にしながらかつて総合的に判断なさるのも私は当然だろうと思っております。

そんな意味で、両者の善意のボランティアな形の方々と、それから責任ある校長のお立

場とかをどうやってすり合わせるかということになりますので、この辺のところは、まさに世の中の流れが全体としてチーム学校という話もありましたが、地域と一緒に学校を良くし、結果として子どもたちが健全に育っていく。そういうことを前提にしていくことで何とかお互いにすり合わせをやっていくことが大事だろうと思います。

現に、かなり定着しつつあります。ですから、練馬区でもこうやって、ぜひ、この話を進めていってほしいし、今の委員のお話も頭の中に置きながら、どうぞ自由にとオープンな形でやっていただくことが私は非常に大事だと思います。

以上でございます。

(議長)

大変貴重なご意見をありがとうございました。

次に移りたいと思います。

続きまして、(2)の報告事項、平成29年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局からの報告をお願いいたします。

(事務局)

資料3により説明

(議長)

事務局から、健やか運動について報告をいただきました。

健やか運動についてのご質問等はございますか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、「児童・生徒の地域における緊急避難所」の設置・運営指針について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料4および資料5により説明

(議長)

ありがとうございました。

児童・生徒の地域における緊急避難所の設置・運営指針について、ご質問等はございますか。あればお伺いしたいと思いますが。

昨年の3月9日にファミリーマートと、このような協定ができたということは喜ばしいことだなと思います。

(委員)

前にもお話ししましたけれども、ひまわり 110 番の認定というのは、学校から普通は来るという話ですが、商店街の中でも廃店される方もいらっしゃいますし新規に店舗を構える方もいらっしゃるのので、5年に一度ぐらいは、例えば小学校からそういう商店街に対してのアプローチがあっても良いのかなと思っているのですが、なかなかお忙しいらしくて、この間、小学校にお邪魔しまして副校長先生とお話しさせていただいたのですが、地域委員会というところが担当していらっしゃるのですけれども、なかなか意思決定ができなくて商店街には至らないということでした。

もしよろしければ、区と直接商店街がそういった認定を受けられるということであれば、そういうシステムも、ファミリーマートと同じような形でしていただきたいなど。そういうのが早くひまわり 110 番のシールを商店街いっぱいにつけることができるような形かなと思います。

ひまわり 110 番でも余り駆け込んでくるというのはないのですけれども、つい最近、うちのお店の方に「トイレを貸して」という小学 1 年生の子が飛び込んできまして、利用させたのですけれども、ちょっとは役立っているのかな、なんて思いました。

(議長)

ありがとうございました。

委員から、それぞれ小学校の P T A からではなくて、ファミリーマートと同じようなということで商店街連合会として区とのかかわり合いというかそういうのができたらいいのではないかなというようなご意見をいただきました。

事務局の方で何かございますか。

(事務局)

主に小学校の P T A の校外委員がそれぞれ担当しておりまして、加入活動を行っているところが多いのですが、商店街として、もし、ひまわり 110 番にご協力というようなことがございましたら、こちらで情報を一旦お預かりして、それぞれ地域ごとの P T A にご紹介して、仲介ではありませんが、ご紹介して、手続を進められればと思いますので、もし、そういうご要望がございましたら、青少年課にいただければ P T A にご連絡させていただくようにしたいと思ってございます。

(委員)

ひまわり 110 番の件なのですけれども、私自身の実感として、最近、余り見かけなくなったのではないかなという気がしているのです。

先ほど委員がおっしゃったように、何年かに一回、早い時期、2年ぐらいでこの地域とか、こういう場所、そういう関係者が歩いて、この辺に必要なではないかとか、そんなようなことの調査、調査といったら大げさですかね、必要なところを学校関係者、あるいは通

学路、通学路だけではなくて遊びに行く公園、そういうようなところを調査して、それで必要ならば、そのご近所のPTA関係者あるいは町会の関係者をお願いして、特に3ページの5の留意点というところにもあるのですけれども、なかなか積極的に協力を得られないとか、そういうような問題点がいろいろとあるかと思いますが、行政あるいは学校の方で必要な場所に必要なものがあるように随時見直したらいかがかと思います。

先ほどの委員と同じ意見なのですけれども、商店街でも子どもだけではなくて、今、ファミレスがあるからトイレ休憩はできますけれども、私は年が年なので近くなっているものですから、そういうような場所が非常に困るときもあるのですね。

ですから、自分なりに、ここの公園にトイレがあるとか、こういうようなところは認識していますけれども、つらいときもありますので、その辺のところをご考慮いただければありがたいかなと思っております。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ほかにございますか。

なければ、その他に入りたいと思います。

昨年8月に開催した会議の中で、こども食堂に関するご質問を委員よりいただきました。こちらの件につきまして、お願いいたします。

(委員)

前回、こども食堂に関するご質問がありまして、地域文化部協働推進課が窓口をしているのですが、お答えできず大変申しわけございませんでした。

本日は、現在の対応状況についてご説明します。大変恐縮ですが、着座にてご説明をいたします。

今日はこども食堂の一覧表をご用意させていただきました。

一覧表には14か所を記載しています。ここに記載しておりますのは、区が把握しているこども食堂のみであります。

こども食堂は法定化された制度ではございませんので、開設に当たりまして区への許認可や届け出という仕組みはございませんので、設置数を正確に把握することはできない状況です。

また、一番下に書いてありますとおり、3か所につきましては、場所も明示しないということになっております。こども食堂の運営主体や方針もさまざまございまして、貧困等家庭環境に何らかの事情を抱える子どもが来ることから、プライバシー保護の観点からも非公開で、広報もせずに個別に声をかけて来ていただいているところもございます。

また、中には区の協力を余り好まないという団体もあります。

こども食堂に関する最近の動きでございます。

対象者ですけれども、一般的には貧困家庭等で健全な成長に必要な食事が十分にとれていない子どもが対象です。

しかし一方で、こうした家庭の子どもが集まる場所というイメージが定着いたしますと、かえって来にくいということもございますので、孤食の解消とか、地域住民同士の絆の醸成といったコミュニティづくりの側面を強調した運営方針を掲げている団体が最近は増えてきている。そんな状況でございます。

前回ご質問がありましたけれども、ほかの区では、こども食堂のネットワークをつくっていることもございます。

練馬区では、現在、こども食堂と区の意見交換会を実施させていただいています。

常設組織としてのネットワークを作りたいという団体もございますが、一方では、そういうのは困るという団体もございます。

私どもといたしましては、話をしている、私ども主導ということではなくて、団体同士がネットワークを作ろうということになれば、作っても良いと思っています。

次に、区の支援です。

まずは広報の関係ですけれども、今日、お配りいたしました一覧表の作成・更新を行っています。これにつきましては一般に配っているということではなくて、福祉事務所等の窓口で希望される区民にご案内をしています。

希望された区民に対しても、渡さずにお見せしています。配布するということになれば、団体の皆さんの合意をとる必要があり、まだそこまでは至っていないというのが現況です。行事開催時の後援等でございますけれども、こうした支援は行っています。

食材購入に必要な寄附金集めとか、そのための講演会やチャリティーコンサートなどは区が後援しています。

また、新たに食堂を立ち上げたい、活動に必要な助成金を申請したいということがあれば、区民協働交流センターの相談事業の中で行っています。

助成金ですが、こども食堂のみを対象とした補助金はございません。

ただ、福祉部管理課所管のやさしいまちづくり支援事業、みどりのまちづくりセンターでやっているまちづくり活動助成金はこども食堂も対象にしています。

今年度の実績でいいますと、これに手を挙げているのは1団体のみです。それも食材料を買うということではなくて、電子レンジとかホットカーペットなどの備品を買っています。食材料については寄附で賄っていると聞いています。

今後も団体と協議をしながら、区の支援のあり方等についても検討していきたいと思っています。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からそのほかについて、何かございますか。

なければ、それではせっかくの機会でございますので、急ではございますが、東京少年鑑別所の首席専門官から、東京少年鑑別所の活動内容や昨今の子どもたちの状況についてお話をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(委員)

ご指名ですので、ご存じのことも多々あるかと思いますが、少年鑑別所の業務のことと、練馬区には限らないのですが、東京 23 区から少年鑑別所に入ってくる少年の特徴について、ごく簡単にご紹介をしたいと思います。

まず、少年鑑別所の業務というのは、家庭裁判所からあなたは鑑別を受けなさいというようなことで入所した少年を調査しまして、その結果をレポートに書くというのが一つの仕事でございます。それを鑑別結果通知書というのですが、それ以外に、先ほど審理しました育成活動方針の後半にも出ておりますが、我々は法務少年支援センターといいます練馬区の青少年心理相談室というところで非行等の相談を受け付けるという、その業務の主に二つをやっているという状態でございます。

少年鑑別所はどれぐらい少年が入っているのだというふうに、ご存じない方もいらっしゃると思うのですが、おおむね 4 週間でございます。

観護措置といいまして、少年鑑別所に入るといふ家庭裁判所の決定は 2 週間単位で更新します。1 回更新することが最も多いので少年の在所期間はおおむね 4 週間です。そして、非行事実を否認しているときなどには 3 回まで更新ができますので、最大で 8 週間少年をお預かりすることがございます。

少年の特徴についてお知らせいたしますが、まず、平成 13 年、14 年ころをピークに、全国的にも東京的にも、少年鑑別所に入所する少年の数というのは減っております。具体的にどれぐらいかということ、以前は 1,500 名とか年間に入っていたものが、数年前から 700 名を年間で切るというような、そういう状況になっております。

統計がないので何区が多いかとか、そういったデータはないのでご容赦いただきたいのですが、どのような非行の少年が多いかについて申し上げます。今までは窃盗・傷害というのが二大巨頭という感じだったのですが、5 年、10 年前から第三勢力というのが、皆さんもご想像がつくと思いますが、急に増加してきておりまして、何かというと、詐欺でございます。いわゆるオレオレ詐欺、振り込め詐欺の末端で協力して入所してくる少年というのが非常に増えておりまして、上位 2 位をしのぐような勢いでなっているというような状態でございます。

詐欺の少年の増加によって、どのようなことが起きるかということ、23 区の少年が全国各地に散って、それで非行をやるという場合が当然増えております。明日、名古屋に行って

ロッカーに行ってくださいとか、大阪に行っておばあちゃんから受け取ってくださいという、そういう命令を受けることで捕まる子が多くなります。少年鑑別所というのは基本的に保護者のところに管轄を移すことから、例えば大阪で捕まった少年も保護者が東京に住んでいるということになれば、大阪の少年鑑別所から東京に1週間以内に移ってくるわけです。そのように、他の地域から東京に移ってくる場合も増えておりますし、逆に、地方から東京に、いわゆる主犯格の者から呼び出されて金銭を受け取ろうとして捕まったということで大阪とか沖縄とか九州に、東京少年鑑別所が送り返すという場合も非常に増えているというような状態でございます。

あと、質的なものと申しますと、発達障害という言葉がささやかれるようになってから10年以上は経つかと思います。

発達障害という疑いのある少年は何割ぐらい含まれているのかという質問をよく参観のこと等でも受けるのでお話しさせていただきますと、大体、東京少年鑑別所に入ってきた少年のうち、例えば注意欠陥・多動症圏とか、自閉症スペクトラム症圏に入るだろうといわれる子は、疑いも含めると、3割ぐらいがそういう診断なり疑いがつくという少年がいるということになります。そういう場合は、皆さん教育関係者の方も多々いらっしゃるのではおわかりかと思いますが、その子の特性に合わせ、個別に働きかけをしないとなかなか少年鑑別所の4週間の生活がままならないという場合もありますので、収容減の割には手のかかる少年が増えているなという、そういうような実情でございます。

ごく雑駁ではありますが、このようなことを紹介したいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきましたけれども、この機会ですので、お一人かお二人、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

大変貴重なお話をありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

これで、平成29年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。